二	○	○	○	○	合格
一	一	○	○	○	
一	○	一	○	○	
○	二	○	一	○	
右各欄に掲げる場合以外の場合					不合格

二　前号において塗膜を除去した容器にあっては、保護塗装を補修すること。

三　電弧傷、溶接炎、火災等により発生した傷を受けた容器は不合格とする。

四　ネックリングに異常がないものを合格とする。

（継目なし容器の漏えい試験）

第四十六条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。　［新設］

一　試験に用いるガスは圧縮天然ガスとする。

二　試験は容器に最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては、容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査の方法）

第四十七条　規則第十六条第一項の経済産業大臣が定める方法のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次条から第五十条までに定めるところによるものとする。　［新設］

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査）

第四十八条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。　［新設］

一　容器は、石はね等の外的要因による傷、腐食等が発生するおそれのある部分のほこり等を除去し、第四十五条第一号イからハまでの例により外観検査を行い、これに合格するものとする。

二　電弧傷、溶接炎、火災等により発生した傷を受けた容器は不合格とする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第四十九条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。　［新設］

一　試験に用いるガスは液化天然ガスとする。

二　試験は、ガス検知器を使用し、容器の断熱材で被覆されていない外面に、ガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行う。